

事業承継税制の概要

～ウェルスマネジメント実務を踏まえて～

執筆者：弁護士 寺崎 雄大

July 2019 / ウェルスマネジメントプラクティス

In brief

平成 21 年度税制改正において創設された事業承継税制は、中小企業の非上場株式等の贈与又は相続若しくは遺贈(以下「**相続等**」といいます)の際に後継者に課される贈与税や相続税の納税を猶予・免除することで、中小企業における事業承継を促進する制度です。同税制の導入当初は、適用要件の厳格さ等から、利用されるケースは少数に留まっていたものの、数次の改正により適用要件の緩和や手続の簡素化がなされたことに加え、平成 30 年度税制改正において、納税猶予・免除の対象を拡大した特例措置が導入されたことにより、事業承継の場面において同税制を活用する余地は拡大しています。また、平成 31(令和元)年度税制改正では、中小企業の非上場株式等に加えて、個人事業者における一定の事業用資産を対象とした新たな事業承継税制が導入されています。

このような中で、今日では、事業承継税制は、事業承継に係るウェルスマネジメント・プランニングにおいて、考慮すべき重要な要素の 1 つとなっています。本ニュースレターでは、事業承継税制の内容を概説するとともに、同税制に関して、ウェルスマネジメント実務の観点から検討が必要となると考えられるケースや、留意が必要と考えられる点につき紹介します(後記 4.(5 頁以下))。

In detail

1. 事業承継税制の沿革

事業承継税制の最初の形態である「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度」は、金融支援措置や遺留分に関する民法特例の創設等を内容とする、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成 20 年法律第 33 号。以下「**経営承継円滑化法**」といいます)の成立を受けて、平成 21 年度税制改正において、「円滑な事業承継を通じた雇用確保・地域経済の活力維持」を目的として創設されました。

同税制は、経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の「事前確認」を受けた非上場中小企業において、現経営者から贈与・相続等により後継者が非上場株式等を取得した場合に係る贈与税又は相続税について、その中小企業が経済産業大臣の認定を受けることを条件に、納税を猶予し、最終的には免除する制度であり、かかる枠組み自体は、現行制度においても、「法人版事業承継税制」(下記で定義します)として維持されています¹。しかしながら、当初の事業承継税制については、適用要件の厳しさ等を理由として、あまり活

¹ 但し、「事前確認」は平成 25 年度税制改正により適用要件から除外されています。

用されていないことが指摘されていました²。そこで、平成 25 年度、平成 27 年度及び平成 29 年度の税制改正により、適用要件の一定の緩和や、手続の簡素化等の改正が行われることになりました。

これらの改正により、制度利用件数は一定の増加を見たものの³、なお適用要件が厳しかったことに加え、納税猶予の対象となる株式数や相続等の場合の納税猶予割合が限定されていたこと等から、最終的な適用件数は、年間 500 件程度に留まっていました⁴。一方で、中小企業の経営者の高齢化の進展に伴い、2025 年頃までに平均引退年齢の 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人に達し、このうち約半数の 127 万人が後継者未定と考えられており、中小企業者の廃業が急増すれば、2018 年からの 10 年間で 650 万人の雇用と約 22 兆円の GDP が失われる可能性があるとして指摘されています⁵。このように、事業承継の問題は単なる企業の後継ぎの問題に留まらず、日本経済全体の問題であるとの認識の下、平成 30 年度税制改正において、10 年間の時限措置として、事業承継税制において、納税猶予・免除の対象を拡大した新たな特例制度が設けられることになりました(以下、本稿においては、当該特例制度を「特例措置⁶」といい、平成 30 年度税制改正以前より存在していた制度を「一般措置⁷」といいます)。

さらに、令和元年(平成 31 年)度税制改正においては、上記の事業承継税制(以下「法人版事業承継税制」といいます)に加えて、10 年間の時限措置として、個人事業者の事業の用に供されていた一定の事業用資産について、後継者が贈与又は相続等により取得した場合の贈与税・相続税の納税猶予制度(以下「個人版事業承継税制⁸」といいます)が創設されました。

2. 法人版事業承継税制

(1) 特例措置

ア 概要

法人版事業承継税制に係る特例措置においては、(i) 後継者である受贈者・相続人(以下「特例後継者」といいます)が、(ii) 経営承継円滑化法上の認定を受けている非上場会社(以下「特例認定承継会社」といいます)の代表権を有していた者(以下「先代経営者等」といいます)から、(iii) 贈与又は相続等により当該会社の非上場株式等⁹を取得した場合には、(iv) 一定の要件のもと、当該非上場株式等に係る贈与税・相続税の全額について、当該特例後継者の死亡の日まで納税を猶予することとされています。

すなわち、特例措置のもとでは、(一定の要件が充足される限りにおいて、)事業承継時における特例後継者の贈与税・相続税の負担は存在しないこととなります。この点は、一般措置において、実務上事業承継税制が利用されることの阻害要因となっていた、納税猶予の対象となる株式数の限定(総株式数の最大 3 分の 2 まで)や相続等の場合の納税猶予割合の限定(取得した株式等の課税価格の 80%)等の制限(後記(2)参照)を撤廃して対象範囲を拡大したものであり、これによって、事業承継税制の活用の余地は、実務上大きく広がったといえます。

イ 具体的な手続の流れ及び適用要件

特例措置における贈与税・相続税に係る納税猶予及び免除を受けるための具体的な手続の流れ及び適用要件については、後記《参考》をご参照ください。

² 制度創設からの 3 年間で、経済産業大臣の事前確認を受けた企業は 2,800 社程度、適用件数は 500 件程度であったとされています(大蔵財務協会『平成 25 年版改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2013)595 頁参照)。

³ 例えば、平成 27 年の経営承継円滑化法上の認定件数は、平成 25 年度税制改正前に比べて約 3 倍の水準となったとされています(大蔵財務協会『平成 29 年版改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2017)602 頁参照)。

⁴ 大蔵財務協会『平成 30 年版改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2018)596 頁参照。

⁵ 大蔵財務協会・前掲(注 4)597 頁参照。

⁶ 租税特別措置法(以下「措置法」といいます)70 条の 7 の 5、70 条の 7 の 6。

⁷ 措置法 70 条の 7、70 条の 7 の 2。

⁸ 措置法 70 条の 6 の 8、70 条の 6 の 10。

⁹ 株式会社の株式又は持分会社の出資をいいます(医療法人、士業法人等の出資は含まれません)。以下同じです。

(2) 一般措置

一般措置も、特例措置と同様に、(i) 後継者である受贈者・相続人が、(ii) 経営承継円滑化法上の認定を受けている非上場会社の代表権を有していた者から、(iii) 贈与又は相続等により当該会社の非上場株式等を取得した場合には、(iv) 一定の要件のもと、当該非上場株式等に係る贈与税・相続税について、当該後継者の死亡の日等まで納税を猶予する制度です。

特例措置における要件の多くは、一般措置の条文を引用する形で規定されているため、両者の取扱いは多くの点で一致しますが、適用要件や効果において、実務上重要な差異がいくつか存在します。特例措置と一般措置における主な取扱いの差異をまとめると、以下の表のとおりとなります。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (2018/4/1～2023/3/31)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018/1/1～2027/12/31)	なし
対象株数 ¹⁰	全て	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	相続:80%、贈与:100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化(後記《参考》(オ)④)	承継後5年間で 平均8割の雇用維持が必要
経営環境の変化に対応した減免措置	一定金額の免除(後記《参考》(カ))	なし(猶予税額の全額を納付)

このように、一般措置については、特例承継計画の提出が不要である点で、適用を受けるための手続的な負担が特例措置と比較して小さい一方で、(i) 対象株式数が総株式数の最大3分の2までに限定されていること、(ii) 相続税の納税猶予割合が80%であること、(iii) 後継者の人数が1人に限定されており、複数後継者への事業承継の場面では利用できないこと、(iv) 雇用確保要件が厳格であることや、経営環境の悪化に伴う贈与・相続税額の減免が認められないことから、事後的な経営悪化等が生じた場合には納税猶予や減免を得られなくなるリスクがあること等のデメリットが存在します。特に、(i)と(ii)の点を併せると、全株式を相続により承継した場合において、一般措置の下で納税猶予を受けられるのは、相続税額の約50%(80%×2/3)に留まることとなります。このような理由から、特例措置の導入後においては、一般措置が実務上利用される場面はかなり限定的なものとなると考えられます。

3. 個人版事業承継税制

(1) 概要

平成31(令和元)年度税制改正において、上記の企業版事業承継税制に加えて、個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の税負担の軽減措置として、個人版事業承継税制が創設されました。

個人版事業承継税制では、(i) 所得税に係る青色申告承認を受けた後継者である受贈者・相続人(以下「**特例事業後継者**」といいます)が、(ii) 所得税に係る青色申告承認を受けた先代事業者から、贈与又は相続等により一定の事業用資産(以下「**特定事業用資産**」といいます)を取得した場合において、(iii) 経営承継円滑化法上の認定を受けた上で、一定の要件を満たしたときは、当該特定事業用資産に係る贈与税・相続税の**全額**について、当該特例事業後継者の死亡の日等まで納税を猶予することとされています。

このように、個人版事業承継税制は、法人版事業承継税制の特例措置と基本的には同様のコンセプトに基

¹⁰ 議決権に制限のない株式に限ります。

づく制度であるということが出来ます。

(2) 法人版事業承継税制(特例措置)と比較した場合の主な異同

個人版事業承継税制を法人版事業承継税制(特例措置)と比較した場合の主な異同は、以下の表のとおりです。

	法人版事業承継税制(特例措置)	個人版事業承継税制
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (2018/4/1～2023/3/31)	5年以内の個人事業承継計画の提出 (2019/4/1～2024/3/31)
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018/1/1～2027/12/31)	10年以内の贈与・相続等 (2019/1/1～2028/12/31)
対象資産	非上場株式等	特定事業用資産 (宅地、建物、一定の減価償却資産)
対象事業	資産管理会社、風俗営業会社を除く 会社法上の株式会社、持分会社のみ (医療法人、士業法人等を含まない)	不動産貸付業、資産保有型事業、資産 運用型事業、風俗営業を除く 医業や士業も対象となる
納税猶予割合	100%	100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	原則、 1人の先代事業者から 1人の後継者 ¹¹
贈与の場合の要件	一定数以上の株式の贈与(後記《参考》 (1))	その事業に係る特定事業用資産の全 てを贈与
雇用確保要件	あり(弾力化。後記《参考》(オ)④)	なし
経営環境の変化に 対応した減免措置	あり	あり(後継者が重度障害等の場合)
担保提供	必要 「みなす充足」あり(後記《参考》(エ))	必要 「みなす充足」なし

また、個人版事業承継税制の適用を受けた特例事業後継者が、贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年を経過した後において、特定事業用資産の全部を現物出資して会社を設立した場合(=いわゆる法人成りの場合)においても、当該特例事業後継者がその会社の株式等を保有していること等の一定の要件を満たすときは、納税猶予が継続することとされています。

(3) 個人版事業承継税制の活用可能性

以上のとおり、個人版事業承継税制では、対象資産が宅地、建物及び減価償却資産に限定されているため、例えば事業用の預貯金、売掛金、棚卸資産等は対象外となります。

また、宅地については、個人版事業承継税制の他、「**小規模宅地等の特例**」¹²を利用することができます。小規模宅地等の特例は、相続等により取得した宅地等のうち、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族の事業の用又は居住の用に供されていた一定の宅地等について、一定の面積までの部分につき、その相続税の課税価格を一定割合まで減額する制度です。

個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例(特定事業用宅地等の場合)を比較した場合の主な相違点は、以下の表のとおりです。

¹¹ 先代事業者と生計を一にする親族等の所有する特定事業用資産の贈与等も対象となります。但し、先代事業者からの贈与等から1年以内に行われた贈与等に限られます。

¹² 措置法69条の4。

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (2019/4/1～2024/3/31)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2019/1/1～2028/12/31)	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	宅地等(400㎡まで) 建物(床面積800㎡まで) 一定の減価償却資産	宅地等(400㎡まで)のみ
減額割合	100%(納税猶予)	80%
事業の継続	終身	申告期限まで

小規模宅地等の特例は、事前の計画策定が不要であることや、事業の継続要件が申告期限までであり事後的な取消リスクが低いこと等から、個人版事業承継税制と比較して安定性が高く、利用しやすい制度となっています。このような点を考慮すると、宅地等に関して個人版事業承継税制が利用される場面は限定的であると考えられます。

そこで、実務上は、個人版事業承継税制の適用が検討されることとなるのは、特定事業用資産として建物や機械装置等の減価償却資産が存在する場合が多くなるものと考えられます。

しかしながら、この場合であっても、個人版事業承継税制を適用した場合には、(i) その後長期間に亘り廃業ができなくなること、(ii) 担保提供の必要があること(法人版事業承継税制と異なり、「みなす充足」(後記《参考》(イ))が認められないため、担保提供の負担は大きいものとなり得ます)といった問題が存在します。他方、建物や機械装置等は減価により評価額が下落するため、これらに係る贈与税・相続税の額が必ずしも大きくなり得ないケースもあり得ます。従って、個人版事業承継税制の利用に当たっては、猶予されることとなる具体的な税額も考慮した上で、制度利用によるメリットとデメリットを総合的に検討する必要があると考えられます。

4. 事業承継税制の利用に関して実務上検討が必要となると考えられるケース等

以下では、事業承継税制の利用に関して、ウェルスマネジメント実務の観点から検討が必要となると考えられるケースや、留意が必要と考えられる点につき紹介します。

(1) 持株会社が存在するケース

中小企業においては、創業者が複数の事業を営んでいる場合や、事業統合の結果等により、先代経営者等が、持株会社を通じて事業会社の株式を保有しているケースが散見されます。また、このような持株会社が、実質的に先代経営者等の資産管理等を併せて行っているケースも一定数存在すると考えられます。

このようなケースにおいて、当該持株会社株式の贈与・相続等について事業承継税制を利用するためには、当該持株会社が「資産管理会社」に該当しないことを確保する必要があります(後記《参考》(ウ)①参照)。

資産管理会社の判定には、「特定資産」の総資産に占める割合、又は「特定資産」の運用収入の総収入金額に占める割合に着目する形式基準と、資産管理会社の事業実態に着目する事業実態基準が存在します(後記《参考》(ウ)①参照)。

この点、(i) 当該持株会社が純粋持株会社(事業会社の株式の保有のみを目的としている会社)である場合には、「特定資産」の範囲からは(資産管理会社でない)子会社株式等が除かれているため、形式基準の段階で、資産管理会社に該当しないと判断できるケースが多いと考えられます。

他方、(ii) 当該持株会社が先代経営者等の資産管理を行っているケースや、(iii) 持株会社独自で資産活用

(不動産賃貸、駐車場経営、有価証券の運用等)を行っているケースでは、これらの資産が「特定資産」に該当することにより、形式基準に抵触することがあります。このような場合、当該持株会社が、事業実態基準を満たし得るかにつき、別途検討する必要が生じることになります。

後記《参考》(ウ)①において述べたとおり、事業実態基準を満たすためには、当該持株会社において、3年以上継続して商品販売や役員提供等の業務を行っていることや、5人以上の常時使用人を確保していること等の要件を満たす必要があります。従って、当該持株会社の状況次第では、これらの要件を満たすことを確保するために、贈与・相続等に先立ってある程度の時間とコストを要することも考えられます。

なお、事業承継に当たって、そもそも持株会社形態を維持する事業上の必要性が乏しいような場合には、合併等の組織再編を行うことにより、承継対象を持株会社株式から事業会社株式に変えるという方法も考えられます。

以上に加えて、先代経営者等と持株会社が、それぞれ事業会社の株式の一部ずつを保有している場合には、① 持株会社が資産管理会社に該当するか否かの判断において、当該株式が「特定資産」から除外される株式であるか否かの検討を要することになると共に、② 先代経営者等から事業会社株式を併せて贈与・相続等する場合における、先代経営者等の過半数保有要件(後記(3)参照)の充足性や、③ そもそも持株会社自体が先代経営者等の同族関係者に該当するか否か(該当した場合において、持株会社が事業会社の筆頭株主となる場合には、適用要件を満たさないことになります。後記(3)参照)についての検討を要することになると考えられます。

(2) 後継者が複数存在するケース

法人版事業承継税制のうち特例措置においては、一般措置と異なり、3名までの特例後継者に対して、非上場株式等の贈与・相続等を行うことができることとなりました。

しかしながら、特例後継者については、(i)「総議決権数の10%以上の議決権数」、かつ(ii)「同族関係者(他の特例後継者を除く)の中で最も多くの議決権数」を保有することとなることという要件が課されている点に留意が必要です(後記《参考》(ウ)②参照)。

例えば、先代経営者であるXが、自己の保有する特例認定承継会社の株式100株のうち80株を、子であるA、B、Cに対してそれぞれ35株、30株、15株贈与した場合、Xが保有する株式20株は、Cの保有することとなる株式15株よりも多いことから、上記(ii)の要件を満たさず、特例措置の適用を受けることができないこととなります。

(3) 分散株式の集約が必要となるケース

法人版事業承継税制における先代経営者等の要件として、(i)先代経営者等及びその同族関係者が「総議決権数の50%以上の議決権数」を保有していること、かつ、(ii)先代経営者等が「同族関係者の中で最も多くの議決権数」を保有していることが必要となります(後記《参考》(ウ)③参照)。

この点、中小企業においては、非同族の創業者が複数存在し、それぞれ一定の割合の株式を保有しているケースや、従業員持株会が株式の相当割合を保有しているケースのように、株式が分散保有されているケースが一定数存在すると考えられます。しかしながら、かかる分散保有の結果として、先代経営者等が(同族関係者と併せて)50%以上の議決権数を保有していない場合には、上記(i)の要件を満たさないこととなります。そこで、そのような場合には、事業承継税制の適用に先立って、分散株式を集約しておく必要があることとなります。

かかる株式の集約を行う方法としては、① 会社による自己株式の取得、又は② 先代経営者等による他の株主からの株式の買取りという方法が考えられます。いずれのスキームを選択すべきか、及び株式の取得又は買取りに当たってどのような条件を設定すべきかについては、株主構成、他の株主の株式売却の意向、会社及び先代経営者等の手元資金の状況等(先代経営者等自身が株式の買取りを行う場合には、そのための資金を用意する必要があります)を踏まえて検討を行う必要があると考えられます。また、他の創業者の株式保有の意向が強い場合等には、交渉が難航する等、実行までに多くの時間とコストを要する可能性

がある点に留意が必要です。

以上の点を考慮すると、株式が分散保有されている場合には、事業承継税制以外の方法による税負担の軽減も視野に入れた上で、プランニングを行う必要があるものと考えられます。

(4) 先代経営者の代表者要件の充足が問題となるケース

法人版事業承継税制における先代経営者等の要件として、当該先代経営者等が、過去に会社の代表権を有していたことが必要となります(後記《参考》(ウ)③参照)。

この点、例えば、(i) 先代経営者等が後継者に対して会社の代表権を委譲した後、持株会社が設立された場合(先代経営者等は、当該持株会社の株主ではあるものの、代表者となったことはないこととなります)や、(ii) 先代経営者等から配偶者に対して、事業承継税制によらない相続等¹³がなされた後、(代表者となったことのない)配偶者から子に対して贈与・相続等がなされるような場合には、上記の要件を満たさないこととなるため、留意が必要です。

(5) 中小企業者該当性が問題となるケース

法人版事業承継税制の対象となる会社は、経営承継円滑化法上の中小企業者に限られます(後記《参考》(ウ)①参照)。経営承継円滑化法上、中小企業者とは、その業種ごとに、以下の資本金要件と常時使用従業員数要件のいずれかを満たす会社であると規定されています。

業種	資本金又は出資の総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (ゴム製品製造業)	3億円以下 (3億円以下)	300人以下 (900人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (ソフトウェア業または情報処理サービス業)	5,000万円以下 (3億円以下)	100人以下 (300人以下)
(旅館業)	(5,000万円以下)	(200人以下)
小売業	5,000万円以下	50人以下

この点、事業承継税制の適用を受けようとする会社の資本金の額及び常時使用従業員数が、上記の業種ごとに定められた基準を超える場合には、事業承継税制の適用を受けることができないこととなります。

また、一旦事業承継税制が適用された後において事後的に中小企業に該当しなくなった場合であっても、そのことのみでは猶予税額の確定事由には該当しません(後記《参考》(オ)参照)。しかしながら、後継者から更に次の後継者に対する事業承継の場面において、事業承継税制の適用を受けることができなくなる可能性があるため、特に比較的大規模の会社においては、事業承継税制適用後のモニタリングも含めて留意が必要となります。

(6) 贈与の場合の後継者要件の充足

贈与の場合における法人版事業承継税制の要件として、後継者が、贈与の日まで引き続き 3年以上(特例)認定承継会社の役員であることが必要となります(後記《参考》(ウ)②参照)。

この点、例えば、親族内における事業承継の場合において、贈与時点で (i) 後継者が他の会社に勤務している場合や、(ii) (特例)認定承継会社の子会社等に勤務している場合等においては、かかる要件を満たさないこととなります。従って、このようなケースでは、事業承継に先立ち、後継者を役員に就任させておく必要があることとなります。

¹³ 配偶者に対する相続税額の軽減(1億6千万円又は配偶者の法定相続分相当額のいずれが多い金額までは配偶者に相続税が課されない制度。相続税法19条の2)を利用するケースが多いと考えられます。

(7) 行為計算否認規定の存在

事業承継税制においては、相続税法上の同族会社等の行為計算否認規定¹⁴が準用されており、事業承継税制の適用において、「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合」には、行為計算否認の対象となる可能性がある(具体的には、税務署長において、納税猶予期限を繰り上げ、免除する税額を定め、又は免除を取り消すことができる)こととなります。

この点、どのような場合が事業承継税制における行為計算否認の対象になるかは、今後の事例の蓄積を待つ必要がありますが、事業承継税制の適用を受けるために、不自然・不合理な行為計算を行った場合には、かかる行為計算が否認されるリスクが存在することに留意する必要があります。

(8) その他のスキームの活用可能性を踏まえた総合的な検討の必要性

事業承継における税負担の軽減に当たっては、事業承継税制を利用すること以外にも、株式等の親族又は第三者への売却等(M&A)を行うことや、相続時精算課税制度による株価の固定を行う等、様々なスキームを活用することが考えられます。

従って、当該事業承継における具体的な状況に照らし、個々の制度の適用について考えられるメリット・デメリットを総合的に考慮した上で、最も適切なスキームを選択することが必要となります。今日では、事業承継を巡る法制・税制は極めて複雑化していることから、かかるスキームの検討に当たっては、ウェルスマネジメント実務に関する法務・税務上の知見を有する専門家のアドバイスを得ることが必要となる場面も多いと考えられます。

¹⁴ 相続税法 64 条 1 項、4 項。

《参考》 特例措置における具体的な手続の流れ及び適用要件

(ア) 「特例承継計画」の提出・確認

特例措置を受けるためには、後記(ウ)のとおり、特例認定承継会社において、「特例円滑化法認定」を受ける必要があります。当該認定を受けるに当たっては、「認定経営革新等支援機関」(税理士、商工会、商工会議所等)の指導を及び助言を受けて、会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「**特例承継計画**」を作成し、これについて、2023年3月31日までに都道府県知事の確認を受ける必要があります。

(イ) 贈与・相続開始

特例措置の対象となる贈与・相続等は、2018年1月1日から2027年12月31日までの間に行われ、又は開始する必要があります。また、複数の贈与者・被相続人からの贈与・相続等を受ける場合、上記の期間制限に加えて、特例措置の対象となる最初の贈与・相続等に係る贈与税・相続税の申告書の提出期限から5年の期間(=後記(オ)①において述べる特例経営承継期間)の末日までに、贈与税・相続税の申告期限が到来する贈与・相続等であることが要件となります。

なお、贈与の場合には、特例後継者は、以下の区分に従い、一定数以上の特例認定承継会社の株式等を取得する必要があります。

➤ 特例後継者が1人の場合

次のいずれかの株式数

$a \geq b \times 2/3 - c$ の場合: 「 $b \times 2/3 - c$ 」以上

$a < b \times 2/3 - c$ の場合: 「 a 」

➤ 特例後継者が2人又は3人の場合

いずれの特例後継者についても、次の全てを満たす株式数

$d \geq b \times 1/10$

$d >$ 贈与後における先代経営者等の有する会社の非上場株式等の数

a: 贈与の直前において先代経営者等が有していた会社の非上場株式等の数

b: 贈与の直前の会社の発行済株式等の総数

c: 後継者が贈与の直前において有していた会社の非上場株式等の数

d: 贈与後における後継者の有する非上場株式等の数

※ 株式等は議決権に制限のないものに限る

(ウ) 特例措置の適用要件

特例措置の適用を受けるためには、以下の3つの要件(①特例認定承継会社の要件、②特例後継者の要件及び③先代経営者等の要件)を充足する必要があります。

① 特例認定承継会社の要件

特例認定承継会社は、中小企業者¹⁵のうち、都道府県知事による経営承継円滑化法上の認定¹⁶(以下「**特例円滑化法認定**」といいます)を受けた会社であって、贈与・相続等の時において一定の要件を満たすものをいうとされています。特例円滑化法認定については、(i) 贈与の場合には贈与を受けた年の翌年の1月15日までに、(ii) 相続等の場合には相続開始後8か月以内に、その申請を行う必要があります。

¹⁵ 経営承継円滑化法2条に規定される中小企業者をいい、業種ごとに資本金総額や常時使用従業員の数の基準(上限)が設定されています(前記4.(5)参照)。

¹⁶ 経営承継円滑化法12条1項1号、16条、同法施行令2条。認定を受けるための要件として、会社の要件、後継者の要件、先代経営者等の要件について、特例措置の適用要件と同様の内容が規定されています(同法施行規則6条1項11号乃至14号)。

特例認定承継会社の要件のうち主要なものは、以下のとおりです¹⁷。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (i) 非上場会社であること¹⁸ (ii) 資産保有型会社又は資産運用型会社(以下、併せて「資産管理会社」といいます)に該当しないこと (iii) 風俗営業会社に該当しないこと¹⁹ |
|---|

ここで、(ii)の「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、それぞれ以下の会社をいうこととされています(形式基準)。なお、「特定資産」とは、有価証券(資産管理会社でない子会社株式等を除きます)、不動産(当該会社が現に自ら使用していないもの。賃貸不動産等)、現金・預金等を指します。

資産保有型会社²⁰ = 特定資産の帳簿価額の総額 / 総資産の帳簿価額の総額 \geq 70%

資産運用型会社 = 特定資産の運用収入 / 総収入金額 \geq 75%

但し、以下の要件を満たす場合には、上記の要件を満たす場合であっても資産管理会社に該当しないこととされています(事業実態基準)。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上継続して商品販売や役務提供等の業務を行っていること ・ 常時使用従業員(一定の親族を除く)が5人以上であること ・ 事務所、店舗等の固定施設を所有又は賃借していること |
|---|

② 特例後継者の要件

《贈与の場合》

贈与の場合における特例後継者の要件のうち主要なものは、以下のとおりです²¹。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (i) 贈与の日において <u>20歳以上(2022年4月1日以降の贈与の場合は18歳以上)</u> であること (ii) 贈与の時に、特例認定承継会社の代表権²²を有していること (iii) 贈与の時に、当該個人及び当該個人と特別の関係がある者(親族等。以下「同族関係者」といいます²³)が総議決権数の50%超の議決権数を保有することとなること (iv) 贈与の時に、当該個人の有する議決権数が、次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者が1人の場合: 当該個人の同族関係者の中で最も多くの議決権数を保有することとなる(=筆頭株主となる)こと ・ 後継者が2人又は3人の場合: 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、当該個人の同族関係者(他の特例後継者を除く)の中で最も多くの議決権数を保有することとなる(=筆頭株主となる)こと (v) <u>贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特例認定承継会社の役員等</u>であること |
|--|

¹⁷ その他、1人以上の常時使用従業員の存在、特別関係会社が外国会社である場合の従業員要件、贈与の行われた事業年度の直前事業年度の総収入金額が零を超えること、特例後継者以外の者が拒否権付株式(いわゆる黄金株)を有していないことといった要件が存在します。

¹⁸ 当該会社と密接な関係を有する特別関係会社(当該会社、代表者及びその親族等が総議決権数の50%超の議決権を保有している会社。以下「**特定特別関係会社**」といいます)についても非上場会社であることが要件とされています。

¹⁹ 特定特別関係会社についても風俗営業会社に該当しないことが要件とされています。

²⁰ 厳密には、分子と分母に過去5年間の特例後継者が受けた配当金や過大役員給与を加算する必要があります。

²¹ その他、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限(又は当該個人の死亡の日)まで贈与を受けた株式等を継続保有すること、一般措置の適用を受けていないこと、特例承継計画に定められた特例後継者であることといった要件が存在します。

²² 制限が加えられた代表権を除きます。以下同じです。

²³ 当該個人の親族等の他、当該個人が総議決権数の50%超の議決権を保有する会社(例:持株会社)等も「同族関係者」に含まれる点に留意が必要です。

《相続等の場合》

相続等の場合における特例後継者の要件のうち主要なものは、以下のとおりです²⁴。

- (i) 相続開始日の翌日から5か月以内に特例認定承継会社の代表権を有していること
- (ii) 相続開始の時に、当該個人及び当該個人の同族関係者が総議決権数の50%超の議決権数を保有することとなること
- (iii) 相続開始の時に、当該個人の有する議決権数が、次のいずれかに該当すること
 - ・ 後継者が1人の場合: 当該個人の同族関係者の中で最も多くの議決権数を保有することとなる(=筆頭株主となる)こと
 - ・ 後継者が2人又は3人の場合: 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、当該個人の同族関係者(他の特例後継者を除く)の中で最も多くの議決権数を保有することとなる(=筆頭株主となる)こと
- (iv) 相続開始の直前において特例認定承継会社の役員等であること(被相続人が60歳未満で死亡した場合を除く)

③ 先代経営者等の要件

《贈与の場合》

贈与の場合における先代経営者等(贈与者)の要件は、以下のとおりです。

- (i) 贈与の前において、特例認定承継会社の代表権を有していたこと
- (ii) 贈与の直前²⁵において、(a) 贈与者及び贈与者の同族関係者が総議決権数の50%超の議決権数を保有していたこと、並びに(b) 贈与者の同族関係者(特例後継者となる者を除く)の中で最も多くの議決権数を保有していた(=筆頭株主であった)こと
- (iii) 贈与時において、特例認定承継会社の代表権を有していないこと

なお、上記は最初に特例措置の適用を受ける場合の要件であり、贈与者が複数である等、既に特例措置の適用を受けている者等がある場合には、上記(iii)以外の要件は不要となります。

但し、贈与の順番により特例措置の適用関係が変わる可能性がある点に注意が必要です。例えば、父(総議決権数の50%超を保有)と母(総議決権数の50%以下を保有)の双方から子が贈与を受けるような場合において、母から先に贈与を受けてしまうと、当該贈与は上記(ii)の贈与者の要件を満たさず、特例措置の対象とならない(=父からの贈与のみが特例措置の対象となり得る)こととなります。

《相続等の場合》

相続等の場合における先代経営者等(被相続人)の要件は、以下のとおりです。

- (i) 相続の開始前において、特例認定承継会社の代表権を有していたこと
- (ii) 相続開始の直前²⁶において、(a)被相続人及び被相続人の同族関係者が総議決権数の50%超の議決権数を保有していたこと、並びに(b)被相続人の同族関係者(特例後継者となる者を除く)の中で最も多くの議決権数を保有していた(=筆頭株主であった)こと

なお、贈与と同様、既に特例措置の適用を受けている者等がある場合には、これらの要件は不要となりま

²⁴ その他、当該相続に係る相続税の申告書の提出期限(又は当該個人の死亡の日)まで相続又は遺贈により取得した株式等を継続保有すること、一般措置の適用を受けていないこと、特例承継計画に定められた特例後継者であることといった要件が存在します。

²⁵ 贈与者が贈与の直前において特例認定承継会社の代表権を有しない場合には、贈与者が代表権を有していた期間内のいずれかの時及び贈与の直前において当該要件を満たす必要があるとされています。

²⁶ 被相続人が相続開始の直前において特例認定承継会社の代表権を有しない場合には、被相続人が代表権を有していた期間内のいずれかの時及び贈与の直前において当該要件を満たす必要があるとされています。

す。

(E) 贈与税・相続税の申告、担保提供

(i) 贈与税の場合は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、(ii) 相続税の場合は、相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、所轄の税務署に贈与税又は相続税の申告をする必要があります。

なお、特例措置の適用を受けるためには、上記の贈与税又は相続税の申告期限までに、「納税猶予分の贈与税額又は相続税額に相当する担保」を提供する必要があります。但し、特例措置の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、かかる担保の提供があったものとみなされることとされています(みなす充足)。

(オ) 猶予税額の確定

① 特例経営承継期間

猶予税額の確定事由は、当該事由が以下の一定の期間(以下「特例経営承継期間」といいます)内に生じたか否かによって異なります。

特例経営承継期間 = 特例制度に係る贈与税・相続税の申告期限の翌日から、以下のいずれか早い日までの期間

- ・ 特例後継者(又は贈与税の場合、先代経営者等)の死亡の日の前日
- ・ 特例後継者の最初の特例制度の適用に係る贈与税の申告期限の翌日以後5年を経過する日
- ・ 特例後継者の最初の特例制度の適用に係る相続税の申告期限の翌日以後5年を経過する日

② 特例経営承継期間内の事由による猶予税額の確定

特例経営承継期間内において、以下に記載するような一定の事由²⁷が発生した場合には、納税が猶予されている贈与税又は相続税の全額を利子税と併せて納付する必要があります。

- (i) 特例後継者の代表権の喪失(やむを得ない事由²⁸がある場合を除く)
- (ii) 特例後継者及び特例後継者の同族関係者の有する議決権総数が50%以下となったこと
- (iii) 特例後継者の同族関係者(他の特例後継者を除く)が筆頭株主となったこと
- (iv) 特例措置の対象となる非上場株式等の全部又は一部を譲渡又は贈与した(後記(カ)に記載する場合を除く)
- (v) 特例認定承継会社が資産管理会社に該当することとなったこと
- (vi) (贈与の場合)贈与者が特例認定承継会社の代表権を有することとなったこと

③ 特例経営承継期間経過後の行為

特例経営承継期間経過後においても、以下に記載するような一定の事由²⁹が発生した場合には、納税が猶予されている贈与税又は相続税の全額を利子税と併せて納付する必要があります。

²⁷ 下記の他、一定の組織再編行為が行われた場合、解散の場合、総収入金額が零となった場合、一定の資本金又は準備金の減少の場合、納税猶予制度の取りやめの届出がなされた場合、上場した場合、風俗営業会社に該当することとなった場合、黄金株が特例後継者以外の者に発行された場合、議決権制限がなされた場合等が挙げられています。

²⁸ 特例後継者の重度障害等の場合をいいます。

²⁹ 下記の他、一定の組織再編行為が行われた場合、解散の場合、総収入金額が零となった場合、一定の資本金又は準備金の減少の場合、納税猶予制度の取りやめの届出がなされた場合等が挙げられています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (i) 特例措置の対象となる非上場株式等の全部を譲渡又は贈与したこと(後記(カ)に記載する場合を除く) (ii) 特例認定承継会社が資産管理会社に該当することとなったこと |
|--|

なお、特例措置の対象となる非上場株式等の一部を譲渡又は贈与した場合(後記(カ)に記載する場合を除きます)には、特例経営承継期間中と異なり、納税が猶予されている贈与税のうち、当該一部譲渡等した部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付することとされています。

④ 雇用継続要件

特例措置においては、一般措置と異なり、特例経営承継期間の末日における雇用の平均が、「贈与時の雇用の8割」を下回った場合にも、引き続き納税が猶予されます。これは、足元の人手不足を背景として、一般措置において要件とされていた雇用継続要件を弾力化したものです。

但し、この場合、8割を下回った理由について、認定経営革新等支援機関の所見等の記載がある報告書の写しを都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があります。また、当該報告書及び確認書の写しは、納税地の所轄税務署長に対して、継続届出書に添付して提出する必要があります。これらの書類の添付がない場合には、猶予期限は確定し、猶予税額の全額を納付する必要が生じることになるため、注意が必要です。

(カ) 猶予税額の免除

以下の場合には、免除届出書・免除申請書を提出することにより、同時点において納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (i) 先代経営者等の死亡 (ii) 特例後継者の死亡 (iii) 特例経営承継期間の経過後に、特例措置の適用を受けている非上場株式等が特例後継者の後継者に贈与され、その後継者が、事業承継税制の適用を受ける場合(以下「免除対象贈与」といいます) (iv) 特例経営承継期間内に、やむを得ない理由により会社の代表権を有しなくなった場合において、その有しなくなった日以後に免除対象贈与を行った場合 (v) 特例経営承継期間の経過後に会社について破産手続開始決定等がなされた場合 |
|---|

また、特例措置においては、事業承継後の負担の軽減のため、経営環境の変化に対応した新たな減免制度として、「**事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除**」の制度が創設されています。すなわち、特例経営承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡や、特例認定承継会社の解散等をしたときは、その対価の額(但し、譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります)を基に贈与税額又は相続税額を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されることとされています(なお、この場合、再計算された税額については納付する必要がある点に注意が必要です)。

(キ) 先代経営者等の死亡時の取扱い(贈与税の場合)

特例措置の適用を受ける非上場株式等の贈与があった場合において、先代経営者等(贈与者)が死亡した場合には、当該非上場株式等について、相続等により取得したものとみなして、贈与の時の価額により、他の相続財産と合算して特例後継者の相続税を計算します。

その際、当該非上場株式等に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税に係る特例措置と同様の要件を満たしており、かつ相続税の申告期限までに一定の担保を提供した場合に限り、相続税に係る特例措置と同様に、特例承継人の死亡の日等まで、その納税が猶予されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士

寺崎 雄大

03-5251-2784

takatomo.terasaki@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亙る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2019 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。